

農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱別表の農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等について

平成27年 8月28日27経営第1335号
農林水産省経営局金融調整課長通知

農業信用保証保険基盤強化事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3413号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表に基づき、農林水産省経営局金融調整課長が別に定める要件及び推定事故率等を下記のとおり定めたので、通知する。

記

1 実施要綱第3の1、第3の2の（2）及び（3）の事業に関する要件

- ① 平成28年熊本地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ② 平成30年6月28日から7月8日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（平成30年7月豪雨による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成30年7月14日政令第211号）で定める地区に限る。）から受けたもの（令和元年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ③ 令和元年台風第19号による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長（令和元年台風第19号による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和元年10月18日政令第129号）で定める地区に限る。）から受けたもの
- ④ 新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表（別記様式）で融資機関から確認を受けたもの

2 実施要綱第3の1の①及び第3の2の（2）の①に規定する算式に適用する推

定事故率及び推定回収率

対象の区分	推定事故率	推定回収率
記の1の①	6.0%	56.0%
記の1の②	2.2%	19.6%
記の1の③	5.0%	57.0%
記の1の④	5.0%	57.0%

3 実施要綱第3の2の(1)の事業に関する要件

- ① 平成27年9月7日から同月11日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（平成28年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ② 平成28年熊本地震による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ③ 平成28年8月16日から9月1日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ④ 平成29年6月7日から7月27日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（平成29年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ⑤ 平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの（令和元年度までに保証契約を締結したものに限る。）
- ⑥ 平成30年9月28日から10月1日までの間の暴風雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容

の証明を市町村長から受けたもの（令和元年度までに保証契約を締結したものに限る。）

- ⑦ 令和元年8月13日から9月24日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- ⑧ 令和元年10月11日から同月26日までの間の暴風雨及び豪雨による被害を受け、経営再建を図るために資金を必要とする農業者であって、当該被害について被害内容の証明を市町村長から受けたもの
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営に影響が発生していること等を新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表で融資機関から確認を受けたもの

附 則（平成27年10月27日付け27経営第1613号）
この通知の改正は、平成27年10月27日から施行する。

附 則（平成28年5月9日付け28経営第450号）
この通知の改正は、平成28年5月9日から施行し、平成28年4月14日から適用する。

附 則（平成28年8月15日付け28経営第1231号）
この通知の改正は、平成28年8月15日から施行し、平成28年6月6日から適用する。

附 則（平成28年9月16日付け28経営第1479号）
この通知の改正は、平成28年9月16日から施行し、平成28年8月16日から適用する。

附 則（平成28年10月21日付け28経営第1703号）
この通知の改正は、平成28年10月21日から施行し、平成28年9月17日から適用する。

附 則（平成29年8月8日付け29経営第1262号）
この通知の改正は、平成29年8月8日から施行し、平成29年6月7日から適用する。

附 則（平成29年10月20日付け29経営第1685号）
この通知の改正は、平成29年10月20日から施行し、平成29年9月15日から適用する。

る。

附 則（平成29年11月21日付け29経営第1902号）

この通知の改正は、平成29年11月21日から施行し、平成29年10月21日から適用する。

附 則（平成30年3月28日付け29経営第3519号）

この通知の改正は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年8月3日付け30経営第1029号）

この通知の改正は、平成30年8月3日から施行し、平成30年5月20日から適用する。

附 則（平成30年9月28日付け30経営第1472号）

この通知の改正は、平成30年9月28日から施行し、平成30年9月6日から適用する。

附 則（平成30年11月26日付け30経営第1857号）

この通知の改正は、平成30年11月26日から施行し、平成30年6月28日から適用する。

附 則（平成30年11月30日付け30経営第1955号）

この通知の改正は、平成30年11月30日から施行し、平成30年9月28日から適用する。

附 則（令和元年9月10日付け元経営第1201号）

この通知の改正は、令和元年9月10日から施行し、令和元年6月6日から適用する。

附 則（令和元年10月15日付け元経営第1465号）

この通知の改正は、令和元年10月15日から施行し、令和元年8月13日から適用する。

附 則（令和元年10月29日付け元経営第1587号）

この通知の改正は、令和元年10月29日から施行し、令和元年10月11日から適用する。

附 則（令和元年12月4日付け元経営第1899号）

この通知の改正は、令和元年12月4日から施行し、令和元年10月11日から適用する。

附 則（令和 2 年 1 月 30 日付け元経営第 2487 号）

この通知の改正は、令和 2 年 1 月 30 日から施行し、令和元年 10 月 11 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 10 日付け元経営第 2919 号）

この通知の改正は、令和 2 年 3 月 10 日から施行し、令和 2 年 2 月 1 日から適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日付け元経営第 3280 号）

この通知の改正は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

別記様式

新型コロナウイルス感染症の影響状況確認表

農業協同組合
信用農業協同組合連合会
農林中央金庫 支店
銀行 支店
信用金庫 支店
信用協同組合 店

} 御中

年 月 日

住所
氏名

農業経営に対する新型コロナウイルス感染症の影響状況	(可能な限り具体的に記載ください。)
確認結果 (融資機関が記入する)	適・否